

# 地質汚染未然防止チェックシート

皆さんの事業場で有害物質を含む原料や薬品を使用していますか？

一旦、有害物質が漏洩すると事業場周辺に被害が発生するだけでなく、浄化や補償により事業に大きな影響を及ぼす可能性があります。

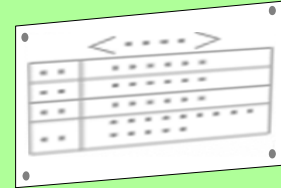
**まずは、ご自身の事業場をこのチェックシートで診断し、問題点を洗い出しましょう。**

千葉県では、事業者が地下水汚染を未然に防止するため、自主的に取り組む対応方法を定めた「千葉県地質汚染防止対策ガイドライン（以下、ガイドライン）」を制定しました。

このチェックシートは、問題点についてガイドラインを参考に取り組みやすいよう構成されています。

## 1 有害物質の管理体制整備のために

	チェック欄
1-1 管理方法を作成している。	<input type="checkbox"/>
1-2 責任者を明記している。	<input type="checkbox"/>
1-3 社内にチェック機関がある。	<input type="checkbox"/>
1-4 従業員に教育している。	<input type="checkbox"/>



みんなが見やすいところに  
管理方法や管理組織が  
書いてあると分かりやすい！

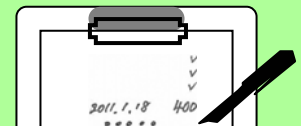
ガイドライン解説 p. 11を参考に  
管理体制を整備しましょう。

※ 有害物質とは・・・  
・カドミウム ・シアン  
・テトラクロロエチレン（パークレン）  
など。詳しくは、ガイドラインを参照してください。

## 2 有害物質の適切な管理のために

	チェック欄
2-1 保管容器や配管に名称や注意マークをつけている。	<input type="checkbox"/>
2-2 使用量や保管量を記録している。	<input type="checkbox"/>
2-3 保管・使用場所を示す図面がある。	<input type="checkbox"/>
2-4 使用施設の点検をしている。	<input type="checkbox"/>
2-5 有害物質の特徴や関連法規を知っている。	<input type="checkbox"/>

ガイドライン解説  
p. 12を参考に  
維持管理の充実  
を図りましょう。



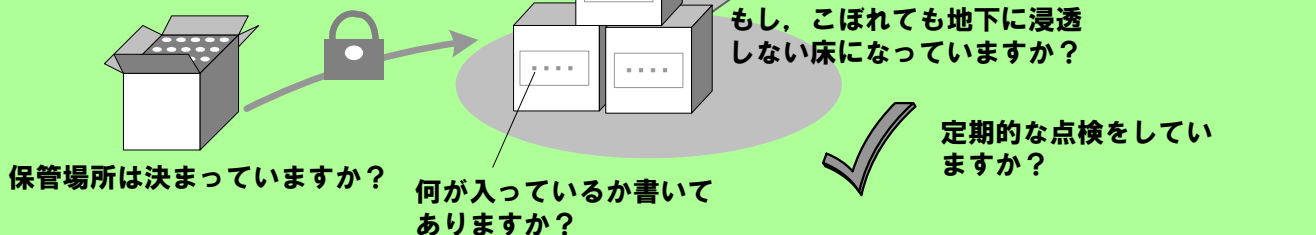
有害物質の出・入量を  
チェック！

## 3 事故の未然防止のために

	チェック欄
3-1 使用施設は漏洩しない構造にしている。	<input type="checkbox"/>
3-2 排出水や井戸水の水質を検査している。	<input type="checkbox"/>
3-3 環境負荷の少ない物質を積極的に使っている。	<input type="checkbox"/>
3-4 使用量の削減に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

ガイドライン解説  
p. 13を参考に  
漏洩防止対策  
を検討しましょう。

### <有害物質の適正な管理>



化学物質の漏洩により土壌・地下水を汚染してしまった場合、  
浄化対策、飲用井戸利用者への補償など、膨大な費用がかかります。

[表]

#### 4 有害物質を含む廃棄物の適切な処理のために

	チェック欄
4-1 廃棄物を減らす工夫をしている。	<input type="checkbox"/>
4-2 廃棄物処理法の基準に従い保管している。	<input type="checkbox"/>
4-3 廃棄物の処理は適正である。	<input type="checkbox"/>

ガイドライン解説  
p.14を参考に  
廃棄物処理方法  
を見直しましょう。

#### <産業廃棄物の適正な保管>

廃棄物は囲われていますか？

廃棄物の種類、管理責任者などが  
掲示されていますか？



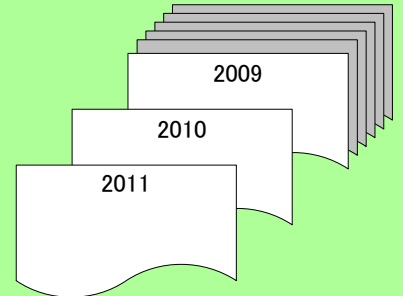
ネズミや虫など侵入して  
いませんか？

地下に浸透、空中に飛散  
しない構造ですか？

#### 5 記録の保存

	チェック欄
5-1 有害物質に関する記録を10年以上保存している。	<input type="checkbox"/>

ガイドライン解説 p.16を参考に  
記録を保存しましょう。



#### 6 万が一、有害物質の漏洩事故があった場合は

	チェック欄
6-1 漏洩を止めたり、漏洩分を取り除いた。	<input type="checkbox"/>
6-2 漏洩量を記録した。	<input type="checkbox"/>
6-3 浄化対策を実施した。	<input type="checkbox"/>
6-4 再発防止策を実施した。	<input type="checkbox"/>
6-5 関係機関に報告した。	<input type="checkbox"/>

ガイドライン解説  
p.15を参考に  
漏洩時の対策を  
検討しましょう。

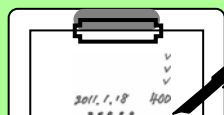
#### <漏洩事故発生時の対応>

作業者の安全確保  
汚染物質の拡散の防止  
例)拭き取り、固化

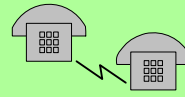
漏洩事故  
発生

浄化対策を実施する

- ①汚染源の絞り込み
- ②汚染物質、移動経路、  
汚染範囲の把握、  
健康被害の予測
- ③浄化対策の選択、実施  
例)遮水壁、揚水井戸の設置



有害物質の漏洩量  
を記録する



あらかじめ定めた関係機関に連絡する  
(休日、夜間の緊急連絡先を事前に  
確認しておく)

地質汚染を未然に防止するため、みなさんの自主的な取り組みをお願いします。

部署名：環境生活部 水質保全課 地質環境対策室

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 - 本庁舎3階

電話：043-223-3822 FAX：043-222-5991

千葉県地質汚染対策ガイドラインは・・・

<http://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/index.html> もしくは

千葉県地質汚染防止対策ガイドライン

検索